

	質問	回答
1	フィーダー系統補助について、関係市町で計画策定が必要と思われます。関係市町で重要性・必要性が異なりますが、策定に向けての調整・支援等の協力はあるのでしょうか。また、関係市町がそれぞれ単独で策定しなければならないのか、フィーダー系統用に関係市町が協力して策定しなければならないか、どちらでしょうか。	全ての地方公共団体において地域公共交通計画の作成努力義務が課され、策定に向けては「地域公共交通確保維持改善事業（調査（計画策定）事業）」として支援をしています。 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、今後改正される予定の同交付要綱に定められることとなります。 地域の状況に応じて、単独作成とするか共同して作成するのか判断頂くこととなります。
2	計画策定する自治体が多くなると思われますが、策定のための補助は拡充されるのでしょうか。	令和3年度予算において全体として前年を上回る額を確保しています。
3	地域公共交通網形成計画から地域公共交通計画に変更することとなったが、「網」を取った理由を教えてください。	計画の目的についてこれまでの地域公共交通ネットワークの形成に加え、「地域における輸送手段の総動員」することで持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保することを目的とすることとしたため。
4	地域公共交通計画に定めたバス路線の延伸・縮小、増便・減便、路線名の変更などを行った場合、補助金交付を受けるには、地域公共交通計画を変更しなければならないのか。また、変更を要する場合、手続きのタイミングなど、流れについて教えてください。	地域公共交通計画に定めたバス路線の変更を要する場合の取り扱いについては、今後改正される予定の地域公共交通確保維持費国庫補助金交付要綱に定められることとなります。 手続きのタイミング・流れについては、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」をご参考ください。 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html (国土交通省HP)

5	<p>福祉部局・教育委員会との連携が難しい状況にあるが、福祉有償運送・スクールバスについて、地域公共交通計画に定めなければならないのか。また、定める義務はない場合、計画に定めることによる利点を教えていただきたい。</p>	<p>今回の法改正を踏まえ、既存の公共交通サービスに加えて、必要な場合には地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送・福祉車両、スクールバス 等)まで地域公共交通計画に位置づけることを検討いただきたいと考えておりますが、必ずしも計画に定める義務はございません。</p> <p>今後、既存の公共交通の見直しだけでは、地域旅客運送サービスの確保が困難になることも考えられるので、今の段階から、福祉有償運送・スクールバス等の地域内の輸送資源の状況を可視化することで、持続可能な地域の交通のあり方について実態に即した議論が可能になるものと考えます。</p>
6	<p>効果測定の標準的手法等は示される予定でしょうか。(効果を数値等で示すことは難しく、なるべく財政的負担・職員の労力を要しない簡易な方法で測定できないでしょうか。)</p>	<p>「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」をご参考ください。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html (国土交通省HP)</p>
7	<p>目標値等の設定にあたり、コロナによる影響をどこまで考慮すべきでしょうか。コロナの今後不透明、かつ、テレワーク等新しい生活様式下では人々の行動も変容しつつあります。コロナが終息した場合でも以前と同様の水準を見込んだ目標設定でよいのか、疑問があります。</p>	<p>ご認識の通り、そもそもコロナがいつ収束するのか不透明な状況ですので、現段階ではコロナの影響を踏まえた目標値を設定いただくことは問題ございません。その場合、コロナ禍においても利用はあるところ、その利用者の利用実態を見極めるのが肝要です。(利用者層、利用目的、利用者数など) そのうえで利用者数のみにとらわれず、地域の足(行政サービス)としての便数維持といった目標についてもご検討いただきたいと考えます。</p> <p>なお、計画期間中に目標値や事業内容を見直すことも可能ですので、コロナの状況を見ながら必要に応じて計画内容を見直してください。</p>

8	<p>地域公共交通計画と補助制度の連動化について 地域公共交通計画へはどこまで記載が求められますか。また要綱に基づく確保維持改善計画との関係はどうなりますか。</p>	<p>今後改正される予定の地域公共交通確保維持費 国庫補助金交付要綱に定められることとなります。</p>
9	<p>補助対象者は現行の通りでしょうか。※交通政策審議会交通体系分科会中間とりまとめP13『【具体策③】「地域公共交通計画（仮称）」と乗合バス等の運行費補助の連動化等』には、「原則として法定協議会に対し補助」と検討されていたかと思えます。</p>	<p>「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」を改正し、地域間幹線系統、地域内フィーダー系統ともに補助対象事業者は活性化法法定協議会とする予定です。なお、運送予定者については従来通り、乗合バス事業者や自家有償旅客運送を行う者とする予定です。</p>
10	<p>「事業者協力型自家用有償旅客運送」とは通常の自家用有償運送に対してメリット（手続きの簡略化、補助等）はあるのでしょうか？</p>	<p>バス・タクシー事業者が運行管理・車両整備管理に協力することでより安心安全なサービスを提供することが可能となること、運行主体にとっては業務負担の軽減や交通事業者の運行ノウハウが活用できることが挙げられます。また、登録の有効期限が5年となります。</p>
11	<p>地域公共交通計画作成の努力義務化について ・路線バス及び町で運行するコミュニティバスがない町でも努力義務の対象か。必要な場合は、どのようなことを記載するのか。 ・コミュニティバスの運行がなく、路線バスのみが運行している市町村でも努力義務の対象か。 ・県が県全域を対象とする計画を作成した場合でも、上記市町村は努力義務の対象か。</p>	<p>ご質問のような市町村であっても地域公共交通計画の作成努力義務の対象になります。記載する内容については地域公共交通活性化再生法及び基本方針の趣旨に即して地域の実情に応じてご検討頂くこととなります。</p>
12	<p>サービス継続事業について サービス継続事業を行う場合で、市町村を跨ぐ路線の場合は、事前に市町村を跨ぐ地域公共交通計画が策定されていないか。</p>	<p>（改正後の地域公共交通活性化再生法の基本スキームより）サービス継続事業を行う場合、地域公共交通計画に「サービス継続事業」を実施する旨を記載することが必要です。また、市町村を跨ぐ路線において継続事業を行おうとする場合は、当該路線を含む（当該市町村を跨ぐ）ような区域設定がなされている地域公共交通計画が策定されている必要がございます。</p>

13	<p>協議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の県地域協議会に法定協議会としての機能を付加する場合、法第6条第2項に掲げる者の構成員としての追加は、どこまでが必須なのか。 	<p>既存の協議会に法第6条第2項に掲げる必要な関係者を追加することで法定協議会としての要件を満たすこととなります。</p> <p>地域公共交通計画等の作成と運用の手引きをご参考ください。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html (国土交通省HP)</p>
14	<p>地域公共交通計画を策定するにあたり、どのような準備をすればよいのか。また、計画策定にかかる期間は1年？2年？</p>	<p>計画策定にかかる期間は、一概に言えるものではありませんが、計画策定の準備に関しては、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」をご参考ください。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html (国土交通省HP)</p>
15	<p>地域公共交通計画にバス路線を具体的に明記しないと補助は受けられないのか。また、地域公共交通会議の構成員は、活性化再生法または道路運送法どちらに倣えばよいのか。</p>	<p>具体的な内容は、地域公共交通確保維持補助金同交付要綱に定められることとなります。</p> <p>また、地域公共交通会議の構成員については、道路運送法に倣ってください。今後、地域公共交通計画の策定を検討している場合には、地域公共交通会議の必要な構成員を追加いただくことで、活性化再生法の法定協議会も設置することも可能です。</p>
16	<p>現在網計画の改定作業をしているが、改正法が計画内容にどのように影響するのか教えてほしい。</p>	<p>改正後の「地域公共交通計画」の法定記載事項は改正前の「網計画」と変わらないため、現在策定済みである「網計画」は施行と同時に「地域公共交通計画」とみなされております。また、今回の法改正のポイントとして、①従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送等）も地域公共交通計画に位置付けができるようになったこと②定量的な目標（利用者数等）の設定の努力義務化がございますので、これらのポイントについて、地域の実情に応じて計画に反映して頂ければ幸いです。</p>